

平成12年3月31日条例第22号

多摩市介護保険条例（抄）  
第5章 介護保険運営協議会

（設置）

第21条 介護保険に関する施策に市民等の意見を反映し、その円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、多摩市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- （1）市の介護保険事業計画の運営に関する事項
- （2）介護保険サービスの質の向上に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況その他介護保険に関する施策に関する事項

2 協議会は、前項に規定するもののほか、介護保険に関する重要事項について、市長に建議することができる。

（組織）

第23条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において市長が委嘱する。

- （1）被保険者又は市民 5人
- （2）介護に関し学識又は経験を有する者 2人
- （3）介護保険サービス事業者を代表する者 3人
- （4）介護保険関係団体代表者 2人